

## 著作権法（著作物の改作と侵害）

### 【書誌事項】

当事者：A社（上告人、原審原告）vs B社、C、D、E、F（被上告人ら、原審被告ら）

注：CはB社の代表者、DはB社の総経理、EはB社のカスタマーサービス責任者、FはB社のパソコンセンター責任者）

判断主体：最高法院

事件番号：106年度台上字第1635号

言渡し日：2018年2月8日

事件の経過：

上告棄却。第三審の訴訟費用は上告人の負担とする。

### 【判決概要】

B社がX社の関連会社ではなくなる前、B社は契約により係争システムを複製・改作又は使用する権限があった。そのうえ、B社がX社の関連会社ではなくなる前に、係争システムは改作され、新たな著作物となり、A社が新たなシステムと係争システムが類似することについて立証できないため、B社が使用しているのは新たなシステムであり、係争システムではないと認定すべきである。

### 【事実関係】

A社はB社の親会社であるX社と請負契約を締結し、アフターサービスシステム及び物流システム（以下「係争システム」という。）を作成し、X社に交付した。当該請負契約において、X社及びその関連会社は無償で複製・改作又は使用することができると約定されていた。その後、X社から一部事業がB社へ分割され、またX社のB社株式が24%まで減ったことで、B社はX社の関連会社ではなくなった。A社は、B社がすでに係争システムを複製・改作又は使用する権限がないにもかかわらず係争システムを改作したとして、訴訟を提起した。第一審及び第二審でA社の請求が認められなかったため、A社はさらに最高法院に上告を提起した。

### 【判決内容】

1. B社がX社の関連会社ではなくなる前、B社は契約により係争システムを複製・改作又は使用する権限があった。そのうえ、B社がX社の関連会社ではなくなる前に、係争システムは改作され、新たな著作物となり、A社が新たなシステムと係争システムが類似することについて立証できないため、B社が使用しているも

のは新たなシステムであり、係争システムではないと認定すべきである。

2. いわゆる独自の著作物とは、著作者が創作時に他人の先行著作物を盗作せずに独自に完成したものをいう。著作者が創作時に無から有を生み出し、他人の著作物に一切接触せずに、独自に創作、完成した独創性を有する著作物である場合、独自の著作物に該当する。なお、著作者が創作時に他人の著作物を参考にしたものの、創作した著作物は既存著作物と些細な違いがあるだけでなく、客観的に区別することができるうえ、独創性を有するものである場合も、独自の著作物に該当する。
3. 後者の場合、他人の著作物を改作したことにより生まれた著作物であるとき、改作権の侵害に関わるおそれがあるが、当該独自の著作物において、既存著作物の内容にはない精神及び表現があり、かつ既存著作物と同一または実質的に類似するところがなければ、当該著作物は改作と無関係であり、独自の著作物であり、改作権を侵害するとは言えない。

#### **【専門家からのアドバイス】**

1. コンピュータープログラムも著作権の保護対象であり、その創作が無から有を生み出したものではなく、他人の著作物を改作したものである場合、改作権の問題があるか否かについて判断する必要がある。本件は、著作者の独自の精神及び表現が含まれていることにより独自の著作物に該当するとして、改作権の問題はないと認定されたケースである。
2. また、本件は著作権の侵害が成立するか否かについて判決を下したものであるが、本件で最も注目すべきなのは、実務上、専利または商標のライセンス契約で、ライセンシー及びその関連会社は専利または商標を使用できると約定することが多いものの、ライセンシーである親会社がその関連会社を売却したとき、またはその持株比率に変動があったとき（本件の場合、ライセンシー会社の持株比率は24%まで減少した）、使用許諾範囲に変動が生じ、関連会社は権利侵害の問題に直面するおそれがある。そのため、ライセンス契約の交渉及び関連会社の売却を行う際に、関連ライセンス契約を改めて確認し、また事後の争議を避けるために、事前にライセンサーと使用許諾範囲及びロイヤルティについて改めて交渉することをおすすめする。逆に、親会社の関連会社（または持株）を買収する場合、親会社が対外的に締結した知的財産権等のライセンス契約の条件を併せて確認する必要がある。